平成３０年（フ）第２３３号
千葉県船橋市前貝塚町1007番地25　佐久間ハイツＡ－102号
債務者　菊池　俊治
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３４号
千葉県船橋市新高根３丁目22番５号
債務者　山田　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６０号
千葉県船橋市行田町345番地２　イデアル塚田Ａ棟101号
債務者　橋村　秀子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６３号
千葉県市川市新浜１丁目３番８号　（ローズガーデンＳ31－17号）
債務者　高田　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６９号
千葉県船橋市高根台３丁目３番244棟204号
債務者　石塚　　成
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２７５号
千葉市若葉区小倉台４丁目20番20号　ベーネハウス205号
債務者　青木理恵子（旧姓大浦）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２８２号
千葉県市川市新田３丁目１番20号　（グランメゾン201号）
債務者　佐々木智道
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２８５号
千葉県習志野市実籾６丁目９番１号　リバーハイツ実籾210号
債務者　杉本　秀明
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９２号
千葉県市原市ちはら台東２丁目20番地１　パークシティⅡ－804
債務者　深山真希子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９３号
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目33番25号　キャッスル伊原103号
債務者　崔　　光夫
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９５号
千葉市若葉区みつわ台４丁目35番20号
債務者　荻原　正人
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３０４号
千葉県市川市新田５丁目５番30号（第２中田ビル３Ｆ）
債務者　西村雪子こと　卞　　雪子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３１８号
千葉市稲毛区あやめ台２番37棟404号
債務者　宍戸　裕美（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３２７号
千葉県船橋市薬円台５丁目13番18号　ビューラー林103号
債務者　中野　芳子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３２９号
千葉市緑区大金沢町390番地　㈱パーワーク内
債務者　初芝　正明
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３１号
千葉市中央区浜野町417番地11　メゾンソルチェ101号
債務者　平林　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３４６号
千葉県市川市平田３丁目21番２号
債務者　古座亜矢子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係